

平成29年4月

酒々井町 景観計画・概要版



中川の景(三代目広重画)
「成田土産名所尽」成田図書館所蔵



I. はじめに	2
II. 酒々井らしい景観	5
III. 景観計画とは	12
IV. 良好な景観形成に関する方針	13
V. 酒々井町の景観構造	14
VI. 景観形成ガイドライン(概要版は省略)	
VII. 良好な景観形成のための行為の制限	16
VIII. 景観形成の施策	21
IX. 協働による景観まちづくりの推進	27

日本一古い町 酒々井

1.はじめに

～わたしたちの暮らしと景観～

1.暮らしと景観のつながり

わたしたちの身の回りに目を向けてみましょう。

かつて酒々井の人口が約6千人の時代には、生活の営みと調和したまちなみや田園の風景がどこにでも見られました。しかし、人口の急激な増加やモータリゼーションの飛躍的な進展により、わたしたちの暮らしぶりとともに、まちなみや風景も大きく変わりました。酒々井には印旛沼や高崎川周辺に美しい田園の風景がありますが、それは生業としての農業の営みがあるからこそ残されているのであり、何もせずに、この美しい風景が将来にわたって継承されていくとは限りません。

また、最近では幹線道路沿いや郊外に様々な商業施設や事業所が増えてきましたが、中には風景を損なうと思われるものもあります。

暮らしが変わることにより風景が変わっていく。つまり、わたしたちの暮らしが目に見える形となって表れたのが「景観」です。良い景観をつくっていくためには、わたしたちの暮らしのあり方をもう一度考え直し、時には変えていかなければならないこともあります。景観の魅力を高めると

いうことは、暮らしの魅力を高めていくことであるともいえます。

<景観とは?>

「景観」とよく似た言葉に「風景」や「景色」があります。「景観」は「風景」や「景色」と同じように、自然や市街地の視覚的な眺めを表す言葉ですが、「観」という文字が入っているところがポイントです。「世界観」や「人生観」などの言葉があるように、「観」にはものの見方や考え方という意味があります。つまり、「景観」とは見る人の考え方が反映された眺めということになります。

2.酒々井の景観の成り立ち

本町は、千葉県の北部、北総の中心で印旛沼低地と北総台地が接する場所に位置し、印旛沼の流域にあって、北部の江川や南部の高崎川、その他小河川と谷津が造り上げた緑豊かで豊富な水に恵まれた大地にあり、農地、集落、里山が一体となった田園の景観が広がる地域でした。この酒々井に定着していた景観は、長い時間をかけて住民の営みの中で育まれてきたものであり、人の生活と景観が一体として成立して



いました。

歴史に目を向けてみれば、酒々井町は、約三万年前の旧石器時代の遺跡から古墳時代の石枕^{いしまくら}や銅碗^{どうわん}、奈良時代の二彩碗^{にさいわん}など考古学的に貴重な遺跡や遺物が各所から発見されています。

これらは、酒々井町が水陸の要衝、香取の海・印旛浦^{いんぼ}の沼の水運と古代からの陸路が交差する立地を背景として人と物が交流した証であり、水と台地の恵みを受けたこの地に営々として人々が住んでいたからにほかなりません。

とりわけ、平安時代中期から台頭した上総氏・千葉氏の全国的な活動はその後の酒々井町に約千年間の長きにわたり影響を与えました。

平安末期、酒々井町は印旛郡を東西に分けた東側の印東庄^{いんとうのしょう}に属し、房総最大の武士団上総常澄^{かずさつねずみ}と子孫である印東氏^{いんとうし}が支配していました。印東氏が支配していた印東庄には石橋^{いしばし}（岩橋）や小上^{おがみ}（尾上）の地名があり、尾上からはこの時期の小さな釈迦像が発見されており、岩橋の長福寺には阿弥陀坐像^{あみだざどう}や多聞天像・毘沙門天像（県指定文化財）が伝わっています。いずれの

仏像もこの地域の有力者であった上総氏（印東氏）や岩橋の刈田^{かりた}氏、尾上の藤原氏が関わっていたと考えられます。また、上郷地先には殿辺田城跡と里山・里村、豪族屋敷村の形態を今に残しています。

鎌倉時代、宝治合戦（1247年）で印東氏が没落すると印東庄は千葉氏の所領となり戦国時代の終わりまで千葉氏の直轄領となります。

旧酒々井宿は15世紀後半に築城された千葉氏の本佐倉城下の武家屋敷として整備され、千葉氏滅亡の後、家康により町屋に改編され江戸時代に佐倉藩城下の宿場町として栄えました。当時は問屋場や幕府の野馬会所^{*}が置かれ舟や陸路による流通、馬市や競い馬の祭礼などが開催され、近隣からも人々が集まる場所でした。また、江戸後期に成田山や芝山観音への参詣が盛んになると大勢の参詣客をもてなすために宿屋や茶屋、お店などが軒を連ね、明治維新の後も酒々井の経済活動の中心として繁栄しました。時を経た現在、旧酒々井宿には僅かに明治期を偲ばせる旧商家が残るのみですが、時代の流れとともに歴史や文化を感じさせるまちなみ景観といえます。

また、酒々井には40を超える寺院や神社があり、昔から変わらない趣や森を残すその姿は、自然に対して畏敬の念を抱いていた日本人の心を象徴するような厳かな景観をつくっています。

酒々井町は、明治22年の町村制施行以来合併をせずに独立独歩の道を歩みつづけており、“日本で一番古い歴史のある町”です。

昭和40年代後半から、首都圏にあって鉄道と道路の交通至便性から、計画的な住宅地が整備され、都市化が進展しました。住宅地はその時代の暮らしや社会の様子、建築技術などを反映し、それなりのまちなみを形づくってきました。

一方、行政は、印旛沼周辺に代表される緑豊かな自然を保全しながら、良好な住宅地を形成していくために、地区計画や宅地開発指導要綱などのルールを定めて誘導を図ってきました。こうした経緯を背景に現在の酒々井の景観がつくられてきました。

※野馬会所

江戸幕府が、軍馬を生産するための馬牧を管理する役所を野馬会所と言います。酒々井宿に設置した野馬会所は、戦国時代に成立した千葉氏の馬牧を原形として江戸期を通じて広大な馬牧で数千頭の野馬の放牧を行い、馬の管理、材木などの取引が行われ地域経済を支えていました。



3. 景観計画を策定する意義

(1) みんなが大切に思う

景観を守る

印旛沼周辺の田園風景や市街地を取り囲む緑豊かな斜面林、高崎川などの流域がつくる地勢は、本町の景観の骨格であり、大きな特徴として誰もが認める大切なものです。このため、立場は異なってもみんなが「大切である」という思いを共有しやすいものです。

みんなが大切に思う景観は、適切な保全の枠組みを定め、将来にわたって継承していく必要があります。本計画では、みんなが大切に思う景観をきちんと守っていくための考え方や道筋を示します。

(2) 多くの人の目に触れる

景観の魅力を高める

駅前や幹線道路沿いは多くの人が行き交い、多くの人の目に触れる機会も多いことから、住む人や訪れる人にとって酒々井のイメージとなる、いわば「顔」となる場所です。このような場所の景観の魅力を高めることは、酒々井全体のイメージアップにつながるため、景観を考える上では非常に重要なことです。

景観は多くの人がかかわり、それぞれの事業や建築行為などが重なり合って形づくられるものであり、目指すべき姿を共有し、お互いに協力しながら実現を目指していくことが重要です。本計画では、多くの人の目に触れる景観の魅力を高めるための考え方や道筋を示します。

(3) 暮らしの景観を育む

本町の景観を構成する大部分が、住民が普段の暮らしの中で接する普通の景観（「生活系」）です。歴史、風土、文化などが息づく地域もありますが、特に個性が際立つ地域がたくさんあるわけではありません。そのため良い景観についての思いも人によって様々であり、あるべき将来の景観の姿を共有することが難しいといえます。しかしまちの景観を育んでいくためには、将来のまちのあるべき姿を共有し、その実現をお互いに協力しながら目指していくことが重要です。

まちに関わる活動を楽しみながら広げていくことで、暮らしがいきいきとなり、良い景観づくりにつながっていく、そんな取組も出てきています。

本計画では、上記のようなことを踏まえて、わたしたちが日常的に接

する暮らしの景観を育んでいくためのヒントや道筋を示します。

(4) 景観からまちづくりを考える

かつては、コミュニティの中で受け継がれてきた風習や文化が地域に色濃く反映され景観をつくっていましたが、高度経済成長期以降には住宅を商品として購入する時代となり、さらに少子・高齢化や情報化社会の進展とともに、空き家・空き地問題やコミュニティの希薄化が全国的な課題となっています。このような状況は住宅都市として発展してきた本町も例外ではなく、同じようなことがまちの中で起こり始めています。

本計画では「つくる」から「守る」「手入れする」ことに時代が変わりつつある中で、見た目だけではなく、住まい手の顔が見えるまちの育て方など、今までとは違った視点でまちの問題について考え、話し合うための一つのきっかけとなるのが景観だと考えています。

わたしたちの暮らしが目に見える形で表れた景観という視点を通して、まちについて考えてみることで、問題解決の糸口が見つかるかもしれません。



写真提供：酒々井写真同好会

II. 酒々井らしい景観

1. 築山からの眺望

「築山」は酒々井で一番、眺めの良いところです。かつては「桜山」と呼ばれ、戦国時代には見張り台として印旛沼を通行する船を監視する場所でした。

江戸時代には佐倉藩の所有地でしたが、明治の始めに佐倉藩が無くなると希望者に売られることになり「築山」は地元の木内常右衛門に払い下げられました。

常右衛門は「桜山」を近江八景に真似た自宅の庭の一部として使用したことから現在の「築山」と呼ばれるよ

うになります。

明治14年と15年に三里塚(現成田市)の下総種畜場(しゅちくじょう)に向かう明治天皇が休憩所として足を運ばれました。現在、築山にはこの時を記念する昭和3年に建てられた大きな碑が立っています。

築山からの眺めは広大な田園風景に天気良ければ印旛沼の水路筋に筑波山がくっきりと現れ、酒々井ならではの景観を楽しむことができます。



天気の良い日には筑波山を見ることができます



明治天皇が休憩されたことを記念する碑



昔の中川村の風景 (中央が印旛沼 昭和40年頃築山から)



住民・ボランティアの協力で、「築山」は、きれいに保たれています

2. 酒々井の地名の起源” 酒の井碑

ある孝行息子が見つけた井戸から酒がでてきたことが、「酒の井」伝説として酒々井の地名の由来になったといわれていますが、おそらく印旛沼に面したこの地は湧水の井戸が多く、「しゅすい(出水)」と呼ばれていて、文字には豊かさを表す「酒(しゅ)」をあて豊かさが繰り返すよう酒の文字を重ねて「酒酒井(酒々井)」と書いたと言

われています。15世紀には「須々井」と書かれたことがありますが、16世紀以後は「酒々井」と書かれ読みは「シュスイやススイ」となっています。

酒の井の碑は、酒々井下宿の円福院の境内にあります。



親孝行伝説と酒の井伝説を伝承する碑として伝わっています(住民ボランティアにより修景されました)



酒々井町の町名の由来となった「酒の井」を記念した「酒の井の碑」と



「酒の井」(住民ボランティアにより復元)

3. 本佐倉城跡

酒々井の長い歴史の中でも脚光を浴びたのは、千葉氏の本佐倉城の時代でした。千葉氏の居城が千葉猪鼻城から本佐倉城へ移った後、豊臣秀吉に滅ぼされるまで、100余年も下総・上総の政治・経済・文化の中心だったからです。城跡の規模は35万㎡にもおよび、現在

でも土塁や空堀などがほぼ完全な姿で残されており、貴重な文化財として国の史跡に指定されています。

広い城跡ですが、現地にはあちらこちらに説明板が整備されており、当時の栄華とともに、印旛沼のほつりを舞台にした千葉氏興亡の歴史が偲べます。



東山虎口の土塁に登ると城北が一望できます



城山からの眺め、谷津風景が広がります



城ノ内に向かう段上斜面には月星紋の矢盾が置かれ、雰囲気を出しています

4. 成田街道と酒々井宿

酒々井宿(しすいしゆく)は千葉氏の滅亡後に領主となった徳川家康が天正19(1591)年に家臣に命じて、千葉氏の城下町を再編したことにより新たに成立します。

家康は旧千葉氏の武家屋敷跡を町屋に改編します。この時期の町の配置・区画整理の痕跡は江戸初期の町割りを現在に伝えています。

宿駅としての酒々井には、一里塚、高札場、問屋場、手

習い所などの痕跡が伝わり、街道の道標、石造物、野馬込め土手跡などは、宿と成田街道の往時を伝える文化財として、八坂神社・麻賀多神社の祭礼、「しがらき茶屋」、「下がり松の茶店」などの伝承や紀行文、歌川広重の錦絵などは往時の酒々井宿の賑わいを伝えています。

当時の建造物は現存していませんが様々な文化財が戦国の城下町の遺風と江戸の宿駅の趣を伝える全国でも数少ない貴重な場所となっています。



旧成田街道 酒々井宿 古い商家が面影を残します



酒々井宿の図
宿屋、雑貨屋、二八そば屋や行商人、荷物を背にした馬などが描かれている
(成田参詣記巻四、酒々井駅の図)



旧下り松茶屋からの眺めも絶景です

5. 獅子舞の里

上岩橋・馬橋・墨の3地区において、笛や太鼓の音にあわせた五穀豊穰・家内安全・悪疫退散などを祈願して演舞される獅子舞が残されています。これらは江戸時代

から続く「三匹獅子舞」で、それぞれの地区の個性が見られ、今なお地元の方々により伝承されています。



上岩橋の獅子舞



馬橋の獅子舞



墨の獅子舞

6. 市街地の景観

酒々井の中心市街地はJR成田線を挟んで、緑豊かな斜面林に囲まれています。このため、市街地縁辺の高台から眺めると建物の屋根越しに緑に囲まれた市街地を見渡すことができ、爽快な眺望が広がります。

南北に通る国道51号は、掘割の巨大な擁壁と遮音壁がありますが、道路から見上げる景観がドライバーの

視線を先に導き、酒々井への到着を印象付ける沿道景観となっています。

計画的に開発された住宅地の道路では、街路樹や建物の屋根なみ、植栽などが連なって、通り沿いの建物がつくる輪郭の線(スカイライン)が整うことで、空が開けて見え、気持ちの良い眺望が得られます。



爽快な眺望が広がる 酒々井の中心市街地



酒々井への到着を印象付ける
国道51号からの沿道景観



閑静な住宅地のスカイライン(ふじき野)

7. 集落地の景観

昔から人々の暮らしを支えてきた生業の場である「農地」は平地に広がり、また斜面に沿うようにつくられ、「里山」と「住居」の三つが調和して田園景観をつくっています。

「里山」は、住民が生活に欠かせない薪や炭を取っていた場所でもありました。住居を背後から包み込み自然の恵みとうるおいを与えています。

「住居」は、洪水などの災害を避けるために低地の周りの少し高いところに位置しており、昔ながらの緑や土となじむ色彩の自然素材が多用されていたりと、里山や農地と調和した配置・形態・意匠が使われています。

「農地」は、水が流れやすいように低地に位置しており、住居からその様子が一望できるようになっています。農地はのびやかな空間の広がりを生み、また季節によってその表情を変える、農の営みが目に見えて感じられる場所です。

このように、自然に寄り添った生活の知恵が、農の空間をつくり、今でもなお生き続けています。



「里山」と「農地」と「住居」が調和する風景(殿辺田城跡と豪族屋敷跡)



四季折々の色彩が見られます



自然の中に「暮らし」と「農の営み」が

8. 印旛沼中央低地排水路周辺

かつて印旛沼は6、7月の梅雨時の長雨に遭うと水かさを増し、植えたばかりの田んぼに浸水して苗を腐らしてしまい、8、9月の台風の季節になると利根川の上流、栃木県地方から日光水と呼ばれる黄濁水が流れ込み、穂の出てきたばかりの稲田を一夜にして埋没させて腐らしてしまう、沿岸農民にとって何とも恐ろしい水害の根源ともなる印旛沼でした。

印旛沼の干拓事業は徳川幕府によって3回、明治以降も何回か計画されましたが、印旛沼の水位と東京湾の水位の差が少ないために工事が難行し、みな不成功に終わっています。

現在は戦後に国営印旛沼干拓事業が行われ、安食の印旛排水機場や大和田排水機場が完成したことにより利根川を起因とする印旛沼の水害は解消しました。

印旛沼中央部に面積 13.9 km² の中央干拓地が造成され、約26 km² あった沼の面積は2分の1以下に縮小しています。

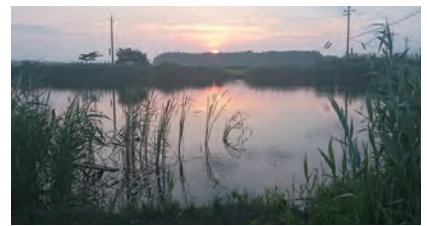
印旛沼を埋め立てて出来た田園の中を中央低地排水路が流れる水辺景観とともに印旛・手賀県立自然公園である沼辺では釣りや野鳥観察、ハイキングを楽しむことができます。



自然が残る印旛沼中央低地排水路周辺



稲穂が実りの秋を迎える水田



夕日が映える印旛沼

9. 高崎川周辺

高崎川は水源を八街市に発し、富里市を経て本町の尾上と飯積の区界、さらに本佐倉と馬橋の区界を流れ、下流の佐倉市で鹿島川に合流して印旛沼に至ります。

良質な水環境に恵まれた沿川の田園は、酒々井の米どころとなっており、東西に高崎川を挟んで狭いところでは幅120m、広いところで幅300mほどの帯状の田園風景が延々と3.6kmも続きます。

ここに訪れてゆっくりと散策すれば、昔ながらの「心の故郷」を感じさせてくれるような懐かしさのある風景を見ることができます。



酒々井ICアクセス道路から見た高崎川周辺の田園



大川橋(墨)から見た高崎川



懐かしさが残る「故郷」の風景



富士山の絶景を見られることも

10. 谷津の景観

丘陵地などの台地部分と低地とが接する部分が雨水などの流水により浸食され形成される奥の深いなだらかな谷を谷津と言います。千葉県北部の特徴的な地形となっていますが、酒々井ではいたるところにこの谷津が見られます。

斜面林～台地部分にひろがる樹林地。常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ林、竹林などからなります。古くか

ら薪炭林として利用されてきた場であり、昆虫にとって多様な生息環境を含んでいます。

平面的で耕作物であるイネがその植生のほとんどを占める単一な環境ですが、周囲には用水路があり、その周辺にはセリなどの湿性植物が生育しています。

谷津の周辺では山や里が朝霧に包まれて、幻想的な風景を醸し出します。



朝霧に包まれる上郷の田園



幻想的な風景の中に浮かぶ「ぼっち」



水田の水面に映る里山の風景

11. 新しい景観

酒々井インターチェンジから南部地区新産業団地へのアプローチは、近年整備された幹線道路の沿道景観です。インターチェンジを出て、高崎川を渡り酒々井南部

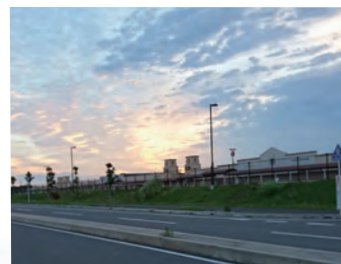
地区に至る片側2車線の広い道路は、緑に囲まれたゆとりある空間で通行者や酒々井プレミアム・アウトレットの来訪者を迎えています。



酒々井インターチェンジを降りると緑の中を幹線道路が伸びています



緑に囲まれたゆとりある2車線道路



早朝の酒々井プレミアム・アウトレット



酒々井町には「次世代に残していきたい」と感じる良い景観が沢山あります
そのような景観を守るため、みんなで景観まちづくりに取り組むことが大切です

Ⅲ. 景観計画とは

1. 景観計画策定の目的

「景観法」は、我が国の都市や農山漁村などの良好な景観形成を促進するため、平成 16 年 6 月に施行されました。「景観法」には、良好な景観を形成するための制度が規定されており、景観行政団体はこれらの制度を活用しながら、それぞれの地域にあった景観形成を進めることができます。

酒々井町においても、平成 25 年 9 月に景観行政団体へ移行、平成 25 年 10 月に景観基本条例を制定し、良好な景観形成に向けた町民・団体、事業者、行政の責務を明らかにするとともに、景観法に基づく景観計画策定の手続きについて決めました。

そこで、景観基本条例に定めた手続きに基づき、酒々井町の自然、歴史、文化や人々の暮らしを踏まえた景観の保全と良好な景観の形成に必要な事項を定めた景観計画を策定することとしました。



2. 景観計画区域

行政区域全域(町全域)にわたって良好な景観形成を図っていくため、景観計画に基づく取り組みの範囲を町全域とします。(面積 19.01km²)

3. 景観まちづくりの効果

景観まちづくりは、地域の個性を生み、町民の郷土意識が深まり、良い景観に親しむことにより、町民の心を豊かにするものと考えられています。景観まちづくりにより、右記のような効果が期待されます。

景観まちづくりの効果

○快適な暮らしの実現が期待されます。

景観をより良くすることによって地域の環境を改善していく取り組みにつながり、快適な暮らしが実現されます。

○交流人口の増加による地域活性化が期待されます。

景観まちづくりによって地域の価値のさらなる向上と交流人口の増加により、地域活性化につながっていきます。

○地域のふれあい、交流の場の増加が期待されます。

景観まちづくりが地域に暮らす人々の関心を集めるきっかけづくりとなり、そこから地域町民どうしの交流や新たなふれあいも生まれていきます。

IV. 良好な景観形成に関する方針

1. 景観形成の基本目標

酒々井町の貴重な自然や歴史を大切にするとともに、快適な生活に向けた景観形成の取り組みを積極的に進めることで、町民に愛され、誇れるまちを目指し、景観形成の目標を次のように定めます。

人・歴史が輝く、おしゃれな町 酒々井

～ 感性を育む^{げんふうけい}原風景とおいしい水の町 ～

2. 景観形成の基本方針

基本方針 1

水と緑の豊かな原風景を感じる景観づくり

印旛沼の水辺・北総台地の緑、里山と高崎川などの水辺が重なる谷津の景観など、ふるさとの原風景を感じる景観を大切に守り育てていきます。



基本方針 2

酒々井の歴史と文化をみらいにつなぐ景観づくり

町名の起源である酒の井、本佐倉城跡や酒々井宿などの歴史的資源や地域に残る獅子舞などの文化的資源など、歴史と文化を継承していきます。



基本方針 3

くらしの中にあるおいとやすらぎを育む景観づくり

日々のくらしの中からおおいとやすらぎが感じられるホッとするまちなみ景観を地域と一体になって育てていきます。



基本方針 4

人々がつどい新たなにぎわいを生み出す景観づくり

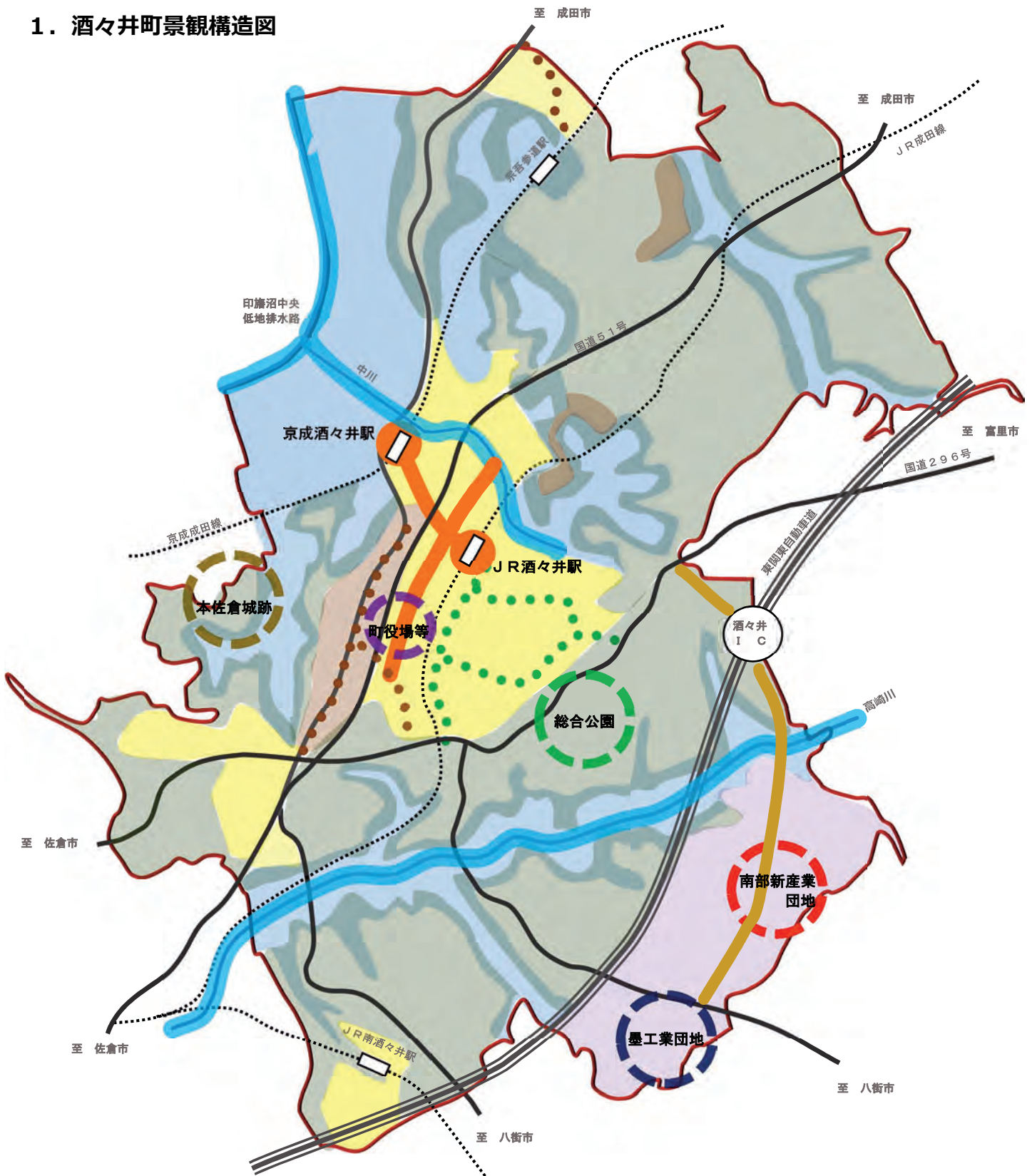
酒々井プレミアム・アウトレットや酒々井まがり家・飯沼本家などの観光地周辺においては、町に訪れる人々におもてなしの心を伝える景観づくりを推進していきます。





V. 酒々井町の景観構造

酒々井町を物理的に構成している景観構造を6つの「景観ゾーン」、5つの「景観軸」、5つの「景観拠点」として次のように整理し、景観構造別の景観形成指針を定めます。

1. 酒々井町景観構造図



2. 景観構造別の景観形成指針

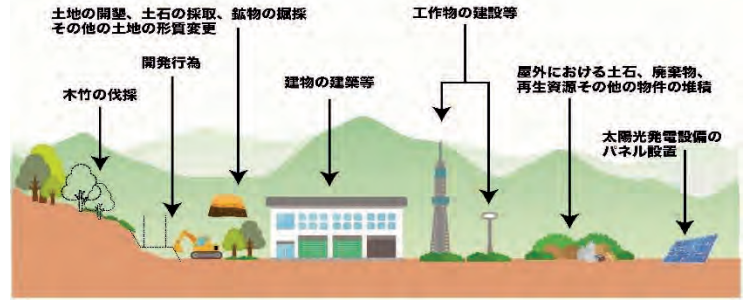
区分		景観形成に関する方針
景観ゾーン	 里山景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・北総台地の里山・山林の自然環境については、適切な管理・保全による美しい景観づくりを目指します。 ・郊外の既存集落においては、歴史的景観の保持や周辺の田園・自然環境との調和に配慮し、緑豊かでうるおいある景観づくりを目指します。
	 田園景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・印旛沼の田園環境や豊かな水環境については、引き続き適正な管理・保全による美しい景観づくりを目指します。
	 谷津景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な田園環境や豊かな水環境、斜面林などで構成される自然環境については、引き続き適正な管理・保全による美しい景観づくりを目指します。
	 歴史文化景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・本佐倉城跡や旧酒々井宿(成田街道沿道)、酒の井の碑、殿辺田城跡と長福寺(平安仏)、伊篠の浄泉寺と辻屋敷など、酒々井町ならではの歴史・文化資源を有するゾーンでは、これらの地域資源をまちなかの観光拠点・景観シンボルとして位置づけ、積極的に整備・活用するとともに、適正な管理体制の構築を図ります。 ・地域に点在する歴史的な資源を保全するとともに、地域と一体となって歴史的資源を活かした伝統と伝承のあるまちづくりを進めます。 ・眺望点の確保や見晴らし場の整備、案内板などのサイン整備による統一感の創出を図ります。
	 くらしの景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅地景観 <ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅地においては、うるおいとゆとりと落ち着きのあるまちなみを目指します。 ○集合住宅地景観 <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅地においては、圧迫感の低減を図るとともに、まちなみの連続性の創出に配慮したゆとりある空間を目指します。 ○商業地景観 <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設においては、にぎわいや楽しさが感じられるまちなみの連続性の創出に配慮し、ゆとりある空間づくりを目指します。 ○工業地景観 <ul style="list-style-type: none"> ・工場などにおいては、周囲の住宅地・田園などとの調和に配慮した工業地景観を目指します。 ○沿道型商業地景観 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いに立地する沿道型商業地については、沿道の建築物や屋外広告物などに配慮するとともに、背景にある緑との調和を図り、良好な景観の保全・活用に努めます。 ○公共施設景観 <ul style="list-style-type: none"> ・町内に点在する公共施設においては、景観を先導する親しみのある公共施設を目指します。 ・公共施設においては、四季が感じられ、うるおいと緑豊かな空間の創出を目指します。 ○公園・緑地景観 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に点在する公園・緑地においては、景観を先導し、地域に親しみのある公共施設を目指します。 ・公共空間においては、地域との連携を図り、四季が感じられ、うるおいと緑豊かな空間の創出を目指します。
 新たな賑わい景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・酒々井町の新たな産業拠点となる酒々井南部土地区画整理事業地や酒々井インターチェンジ周辺では、周辺の環境との調和を重視しつつ、町の新たな魅力創出に資する景観づくりを誘導します。 	
景観軸	 親水景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎川、印旛沼中央低地排水路、中川調節池などの河川や水辺の自然環境については、適正な管理・保全により、美しい景観づくりを目指します。
	 歴史文化景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化景観軸となる旧成田街道沿いを歴史的なまちなみを中心として整備を行い、来訪者が安全に回遊できるルートを設定し、わかりやすいまちなみづくりを進めます。
	 くらしの回遊・連携景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかに分散する地域資源については、それらを有機的につなぐ観光ルートを設定するなど、まちなかを回遊させる仕組みづくりを進め、酒々井らしい景観づくりに取り組みます。
	 酒々井の顔となる景観形成軸	<ul style="list-style-type: none"> ・酒々井町の玄関口となるJR酒々井駅及び京成酒々井駅の周辺エリアでは、にぎわいの創出に向けた都市機能の充実・誘導を促進します。 ・景観に関するルールづくりを進めることで、まちの顔にふさわしいにぎわいのある環境づくりを目指します。 ・酒々井インターチェンジ及び酒々井南部新産業団地にアクセスする都市計画道路 墨・七栄線沿道について景観に関するルールづくりを進めることで、まちの顔にふさわしい環境づくりを目指します。
	 鉄道・幹線道路沿道景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や国道などの沿線・沿道の建築物や屋外広告物などに配慮します。 ・背景にある緑との調和を図るとともに、沿線・沿道に花などを植えることで、良好な景観の保全・活用に努めます。
景観拠点	 歴史景観拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・交流人口の受け入れに向けたアクセス道路や駐車場の整備を図るとともに、歴史景観拠点となる本佐倉城跡は、周辺の環境整備とあわせて一体的な景観づくりにより、地域資源を活かした特徴ある景観の創出を目指します。
	 公園景観拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・公園景観拠点となる総合公園は、周辺の環境整備とあわせて一体的な景観づくりにより、地域資源を活かした特徴ある景観の創出を目指します。
	 商業施設景観拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・交流人口の受け入れに向けたアクセス道路や駐車場の整備を図るとともに、商業施設景観拠点の酒々井プレミアム・アウトレットは、周辺の環境整備とあわせて一体的な景観づくりにより、地域資源を活かした特徴ある景観の創出を目指します。
	 工業施設景観拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・工業施設景観拠点となる墨工業団地は、周辺の環境整備とあわせて一体的な景観づくりにより、地域資源を活かした特徴ある景観の創出を目指します。
	 公共施設景観拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場をはじめ、公共施設群が立地している公共施設景観拠点は、酒々井町の景観形成をリードする施設として、酒々井町にふさわしい魅力ある施設の整備を図ります。

VI. 景観形成ガイドライン (概要版は省略)

VII. 良好な景観形成のための行為の制限

1. 行為の制限に関する考え方

景観計画では、特に景観形成に大きな影響を与える以下の行為（届出対象行為）について届出を行ってもらい、事前に審査を行うような仕組みとします。



(1) 届出対象行為の規模等の基準

区分	行為の対象	規模等の基準
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ <u>10m</u> 又は延べ面積 <u>500 m²</u> を超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○準用工作物(建築基準法第 88 条)として建築基準法第 6 条第 1 項が適用されるもの <ul style="list-style-type: none"> ・高さが <u>6m</u> を超える煙突 ・高さが <u>15m</u> を超える RC 造、鉄造、木造の柱など ・高さが <u>8m</u> を超える高架水槽、サイロ、物見塔など ・高さが <u>2m</u> を超える擁壁 ・高さが <u>4m</u> を超える装飾塔、記念塔など ○太陽光発電設備のパネル設置の必要面積の合計が <u>100 m²</u> を超えるもの ○準用工作物(建築基準法第 88 条)として建築基準法第 6 条第 1 項が適用される以下の工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・昇降機、ウォーターシュート*、飛行塔など *ウォーターシュート…斜面上のレールにのせた舟を水面に滑り落とす遊戯施設のこと。 ○工作物の用途、地域によって建築確認申請が必要となるもの(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物以外)、汚物処理場、ごみ焼却施設など)
開発行為	都市計画法に規定する開発その他政令で定める行為	○面積が <u>500 m²</u> 以上*の開発行為 <ul style="list-style-type: none"> *千葉県における市街化区域内の開発行為などの規制規模(酒々井町は 500 m² 以上)と連動する。
その他の行為	その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為で景観計画に従い、景観行政団体の条例で定める行為	○木竹の植栽又は伐採でその区域の面積が <u>500 m²</u> 以上のもの ○屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で堆積の高さが <u>1.5m</u> を超えるもの及びその区域の面積が <u>300 m²</u> 以上のもの ○土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更でその区域の面積が <u>500 m²</u> 以上*1のもの ○使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する解体業を行い、使用済自動車及び解体自動車の保管を行うもの ○千葉県特定自動車部品のヤードに関する条例*2に規定する特定自動車部品のヤード内保管を行うもの *1 酒々井町土砂等の埋立地等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例と連動する。 *2 「千葉県特定自動車部品のヤードに関する条例」 <ul style="list-style-type: none"> ・外周の全部又は一部に板塀、垣、柵、壁、コンテナなどの工作物が存する施設 (=ヤード) で自動車部品の保管又は分離を行う事業者は届出が必要。(ただし、道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者、使用済自動車再資源化法に規定する解体業者を除く。) ・業として行っている場合は面積に関わらず全てが対象、業として行っていない場合は 300 m² 未満が適用除外となる。

2. 景観形成基準

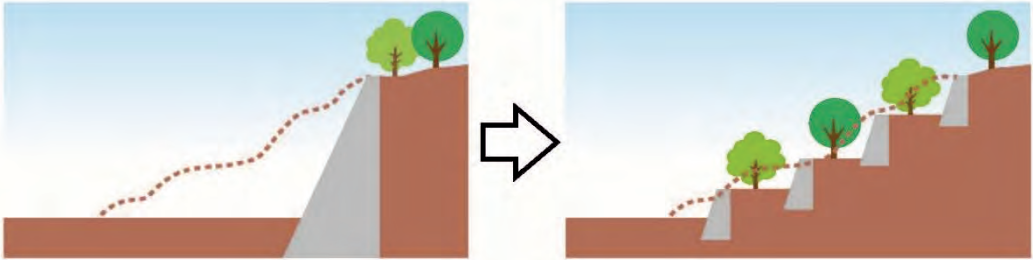
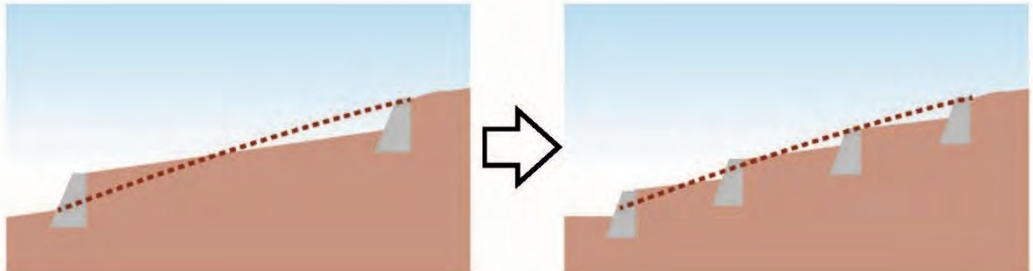
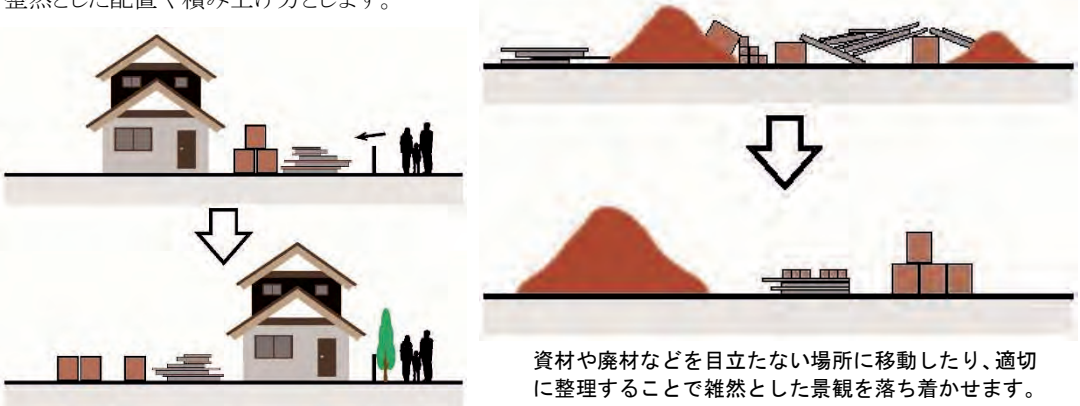
良好な景観形成を進めるために、酒々井町全域で共通する基準を定めます。

建築物または工作物の形態または色彩その他の意匠、その他景観法第16条第1項の届出を要する行為の景観形成基準は次の通りです。

(1) 建築物または工作物の形態または色彩その他の意匠に関する共通基準（酒々井町全域）

項目	共通する景観形成基準	
土地・敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形や敷地の樹木などの保全に配慮します。 ・敷地内の緑化に配慮します。 ・道路などに面した敷地の境界部の緑化を図り、緑豊かなまちなみの形成に努めます。 ・敷地の角地部は、シンボルツリー^{*1}の設置やオープンスペース^{*2}の確保など、ゆとりある空間の形成に配慮します。 <p>^{*1}シンボルツリー…目立つところに植えられたその地域を象徴する樹木のこと。 ^{*2}オープンスペース…公園や広場など、道路や建物に利用されていない空地のこと。</p>	 <p>境界沿いを緑化により緑の連続性のある住宅地の事例</p>  <p>四季を感じさせる敷地内緑化の事例</p>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑や背景となる里山に配慮した建築物とします。 ・圧迫感や違和感を与えない位置、規模に配慮した建築物とします。 ・屋根の形状は、周囲の景観との連続性に配慮し、可能な限り勾配屋根とします。 ・壁面は、歩行者に圧迫感を与えない位置まで後退し、形状を工夫した建築物とします。 	 <p>敷地内の庭木が背景の緑と調和した風景のある事例</p>  <p>まちなみの連続性に配慮したゆとりある空間の事例</p>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみに配慮した配置や規模にします。 ・露出する場合は、周囲を遮蔽効果のある植栽などで囲むように配慮します。 ・擁壁などは、圧迫感を軽減させる形態と自然素材の使用等で仕上げを行うとともに、緑化などで修景を行います。 	 <p>高さを抑えた石積み擁壁と法面緑化を配置した事例</p>  <p>駐車場を格子の柵で囲い上部につき性植物を配置した事例</p>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の基調色^{*3}や屋根などの大きな面積を占める色彩は、原色や突出色^{*4}を使用しないようにします。 ・建築物の外観及び工作物の表面の基調色は、他の法令などによる規定がない場合、【別表】の基準(マンセル値)を原則とします。 ・広告物や看板は、蛍光色^{*5}の使用を避けるようにします。 <p>^{*3}基調色…配色のベースとなる色のことを基調色(ベースカラー)という。 ^{*4}突出色…建築物などに突出る色彩のものや、様々な色彩がいりみだれたものこと。 ^{*5}蛍光色…蛍光塗料を使ったカラーのこと。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は、周囲を植栽で覆う、建築物内に設置するなど周囲の景観に配慮したものとします。 ・自動販売機やゴミ置き場などは、まちなみと調和するよう配置や形態に配慮します。 ・建築物に附帯する設備機器類は建築デザインとの一体感に配慮し、目立たないようにします。 	 <p>駐車場を植栽で囲い周囲との調和を図った事例</p>  <p>周囲の色彩との調和に配慮されたゴミ箱の事例</p>

(2) 開発行為、その他の行為ごとの共通基準 (酒々井町全域)

項目	共通する景観形成基準
<p>開発行為、 土地の区画 形質の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな里山や傾斜緑地を大切に、可能な限り、既存樹木の保全に努めます。やむを得ず伐採する場合には、代替緑化にも配慮します。 ・巨大な擁壁が生じないように、自然地形を活かす工夫を行います。 ・擁壁などの工作物を設置する際には、擁壁前面への植栽や緑化法面との組み合わせなど、無機質な表情を和らげるよう配慮します。 <p>(参考例)</p>  <p>大規模な法面は複数に分割し植栽することで、従前の地形や周辺の緑になじませる。</p>  <p>自然地形をできるだけ活かした造成により、擁壁など構造物の規模を抑える。</p>
<p>屋外における 土石、廃棄物 再生資源その 他の物件の堆 積、特定自動 車部品のヤー ド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲から直接見えないよう塀・柵などで遮蔽するとともに、その前面を生垣や植栽などによる緑化に努めます。 ・物品の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さないよう、生垣や塀・柵などで遮蔽した高さより低く抑えるとともに、整然とした配置や積み上げ方とします。  <p>資材や廃材などを目立たない場所に移動したり、適切に整理することで雑然とした景観を落ち着かせます。</p>
<p>木竹の植栽 又は伐採</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する部分の伐採は避けるよう努めます。やむを得ず伐採する場合には代替植栽などをして配慮します。 ・植栽にあたっては、特に道路に面する部分のまちなみの連続性に配慮し、地域の植生やよく用いられる樹種の活用など、地域の環境に考慮し、ゆとりある空間の創出と緑化に配慮します。

【別表】 建築物の外壁及び工作物表面の色彩(マンセル値)

色 相		市街化区域				市街化調整区域			
		外壁・工作物		屋 根		外壁・工作物		屋 根	
		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
有彩色	10R(赤) < 色相 ≤ 5Y(黄)	—	6以下	7以下	6以下	3以上 8以下	4以下	7以下	4以下
	10RP(赤紫) < 色相 ≤ 10R(赤) 又は 5Y(黄) < 色相 ≤ 10Y(黄)	—	3以下	7以下	3以下	3以上 8以下	2以下	7以下	2以下
	10Y < 色相 ≤ 10PR(赤紫)	—	2以下	7以下	2以下	3以上 8以下	1以下	7以下	1以下
無彩色*(N)		—	—	7以下	—	3以上 8以下	—	7以下	—

*色の三属性である色相・明度・彩度のうち明度だけをもつ黒・灰・白をいう。⇨有彩色

○色彩はマンセル値で表します。

・マンセル値とは・・・

建築主や設計者、施工者など多くの人が色彩をより正確に共有できるように日本工業規格(JIS)にも採用されている「マンセル表色系」を使って、色彩の基準を表したものです。

マンセル表色系では色相、明度、彩度の色の三属性を尺度化したものによって、すべての色彩を表すことができます。

・色相とは・・・色み

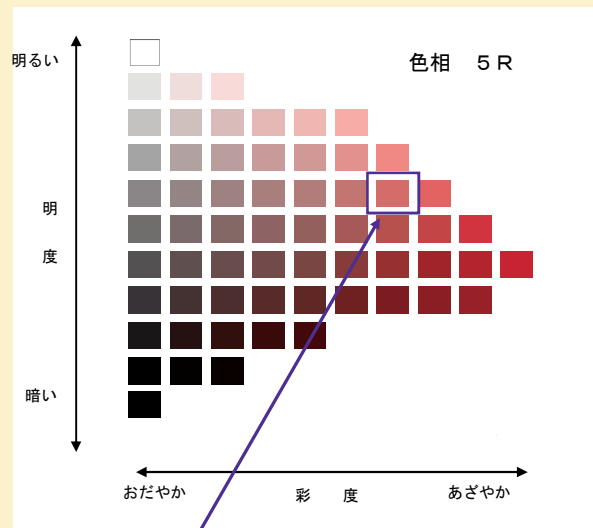
色相は赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)・黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)の10の色相があります。無彩色はNで表します。

・明度とは・・・明るさの度合い

色彩の明るさを表し、完全な黒を明度0とし、完全な白を明度10としています。

・彩度とは・・・鮮やかさの度合い

色彩の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなりますが、色相によって彩度の上限は異なります。



マンセル値の表記
5 R 6.0 / 8.0
色相 明度 彩度

3. 届出対象行為の手続きの流れ

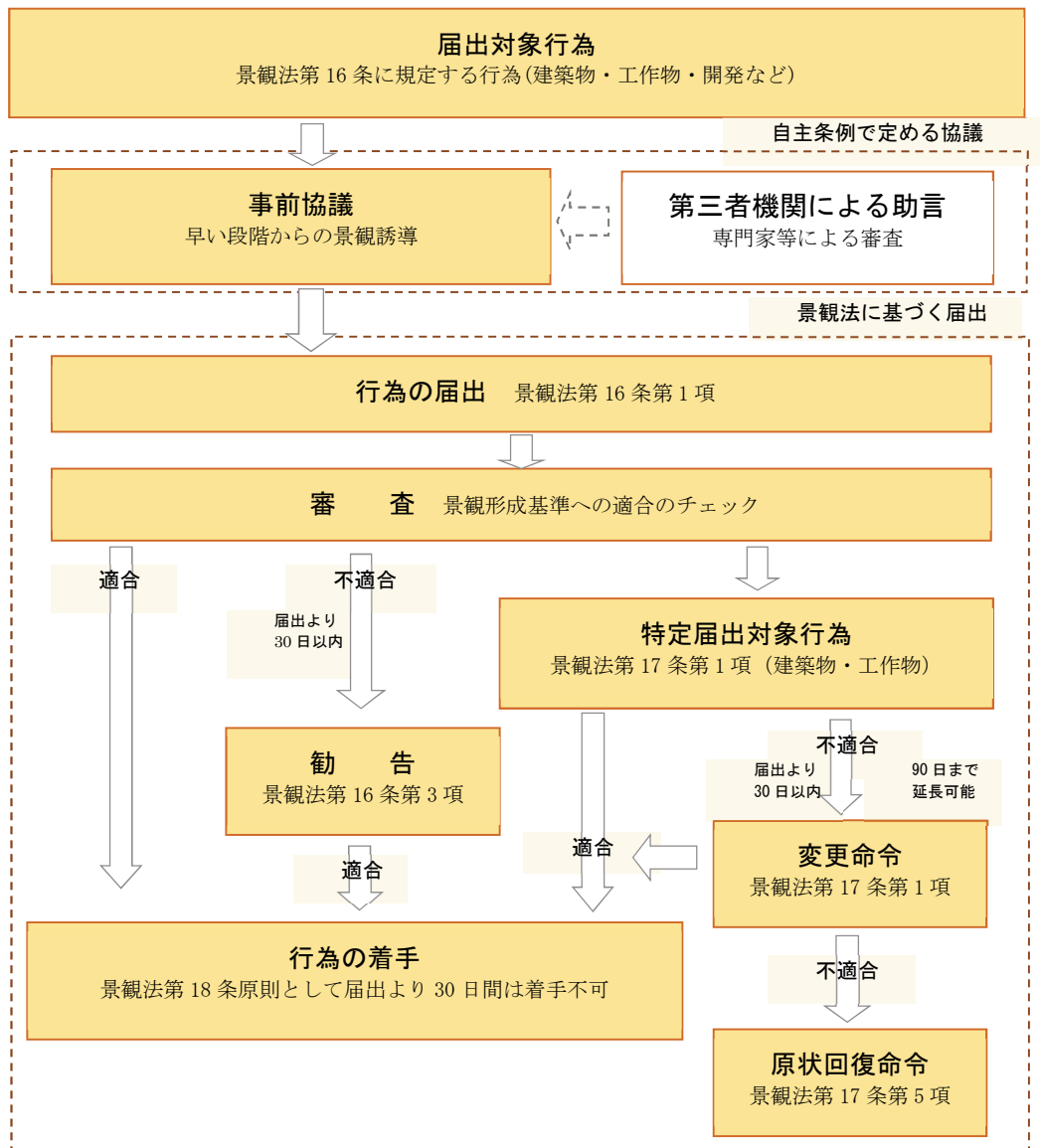
酒々井町では、景観形成に影響を与える一定規模以上の建築物や工作物などの行為については、行為の種類、場所、設計または施工方法、着手予定日などについて、行為着手の 30 日前までに、景観法に基づく届出を行う必要があります。

※特定届出対象行為とは、

景観計画に定められた届出対象行為のうち（P16 参照）建築物または工作物に係る行為のこと。

酒々井町では、建築物または工作物の「形態意匠」の制限に適合しないものを使用する者またはした者に対し、当該制限に適合させるため必要な制限において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。

届出から勧告・変更命令などの流れ



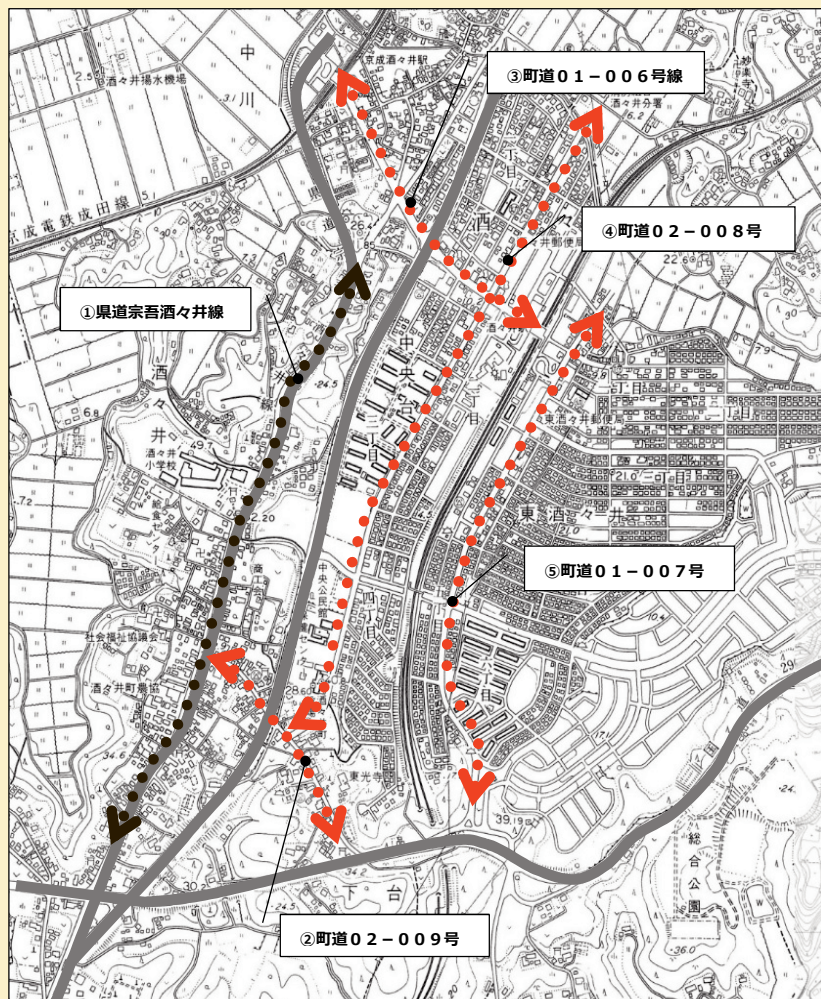
VIII. 景観形成の施策

1. 景観重要公共施設の指定

酒々井町では、今後、良好な景観の形成に大きく寄与するものとして、次の公共施設を景観重要公共施設として指定するとともに、その整備に関する事項を定めます。

景観重要公共施設	整備に関する事項
① 県道宗吾酒々井線 【上本佐倉交差点～築山】	歴史的なまちなみの整備や無電柱化推進事業などにあわせて道路景観の形成を図ります。
② 町道02-009号線 【酒々井町役場入口交差点～下台T字路交差点】	
③ 町道01-006号線 【JR酒々井駅～京成酒々井駅】	町の顔にふさわしいまちなみを、無電柱化推進事業などとあわせてにぎわいのある、またゆとりある空間づくりを創出します。
④ 町道02-008号線 【酒々井消防署前交差点～中央台入口交差点】	
⑤ 町道01-007号線 【東酒々井1丁目～下台 地先】	歩行者が快適に利用できる道、また魅力が感じられる道路景観の形成を図り、無電柱化など市街地内の景観軸としていきます。

景観重要公共施設位置図



① 県道宗吾酒々井線



② 町道02-009号



③ 町道01-006号



④ 町道02-008号



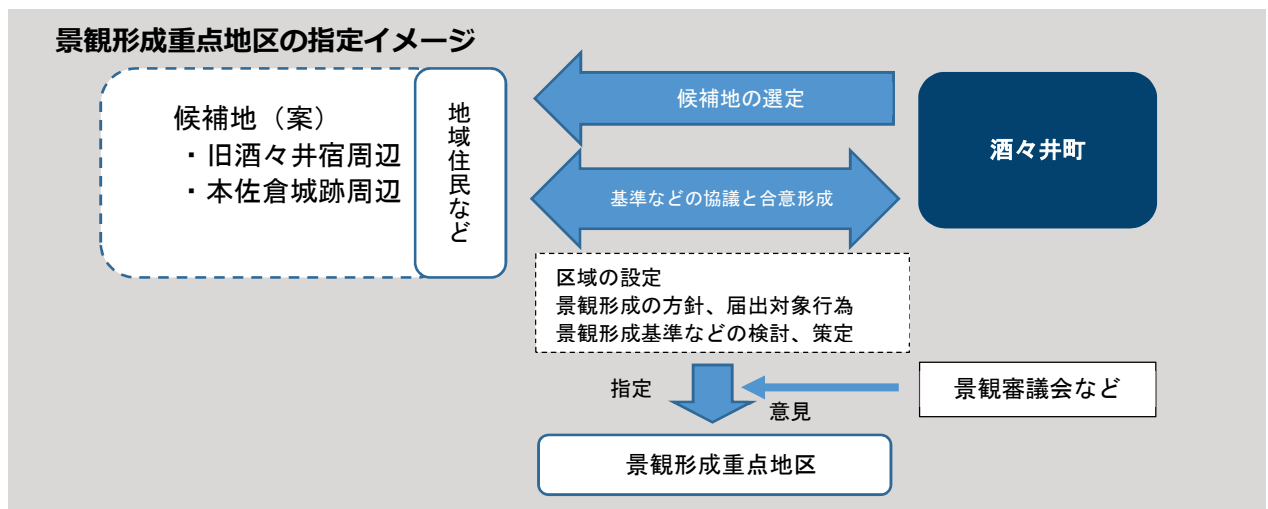
⑤ 町道01-007号

2. 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区の指定方針

景観形成重点地区は、酒々井町の景観の形成を図るうえで重要な地区として、以下に該当する地区を指定することとします。

- ① 住民や事業者が主体となって景観づくりの取り組みが行われ、良好な景観形成に対する意識の高い地区
- ② 景観形成基本方針の中で、特に個性や魅力あるまちなみの形成が求められる地区
- ③ 各種事業により、まちなみなどの変化に合わせ、早急に景観形成に取り組む必要がある地区
- ④ 貴重な歴史文化資源や自然資源などを有するなど、現有の優れた景観を保全する必要性が高い地区



(2) 景観形成重点地区の候補

景観形成重点地区の候補地として、「各種事業により、まちなみなどの変化に合わせ、早急に景観形成に取り組む必要がある地区」、「貴重な歴史文化資源や自然資源などを有するなど、現有の優れた景観を保全する必要性が高い地区」を次のように選定します。

① 歴史景観拠点（案）

● 景観形成重点地区の名称

本佐倉城跡周辺地区

● 良好な景観に関する方針

歴史景観拠点となる本佐倉城跡は、周辺の環境整備とあわせた一体的な景観づくりにより、地域資源を活かした特徴ある景観の創出を目指します。



国史跡本佐倉城跡



根古谷ホタルの里



吉祥寺（六地藏）



根古谷の水田と谷津



吉祥寺

② 歴史文化景観軸（案）

● 景観形成重点地区の名称

旧酒々井宿周辺地区

● 良好な景観に関する方針

歴史・文化景観軸となる旧成田街道沿いの歴史的なまちなみを中心に、旧酒々井宿の歴史や文化を感じられる修景整備を進め、来訪者が安全に楽しく回遊できるようにします。

さが 下り松の茶屋跡を旧酒々井宿のにぎわいと交流の拠点施設と位置づけ、眺望点の確保や見晴らし場の整備、案内板などのサイン整備による統一感の創出を図ります。



築山



さが 下り松の茶屋跡の眺望



旧酒々井宿島田家



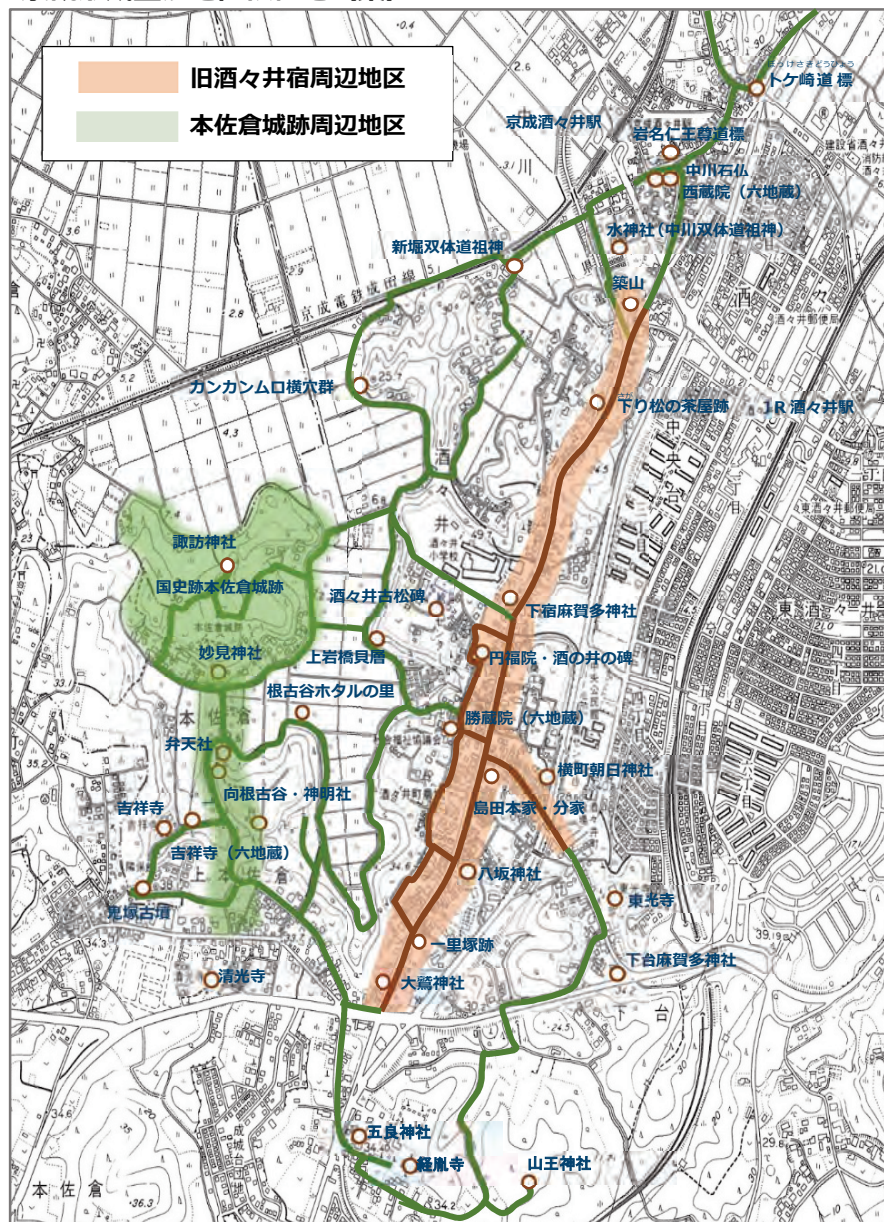
下宿麻賀多神社

【景観まちづくりのイメージ】



旧酒々井宿(成田街道)沿いにはまちの登録有形文化財である島田家をはじめとした歴史文化資源が点在しており、多くの観光客が訪れています。

景観形成重点地区候補地（案）



③ 歴史自然一帯保存区域（案）

● 景観形成重点地区の名称

本佐倉城跡と周辺の谷津
上郷 ※殿辺田城跡周辺の谷津

● 良好な景観に関する方針

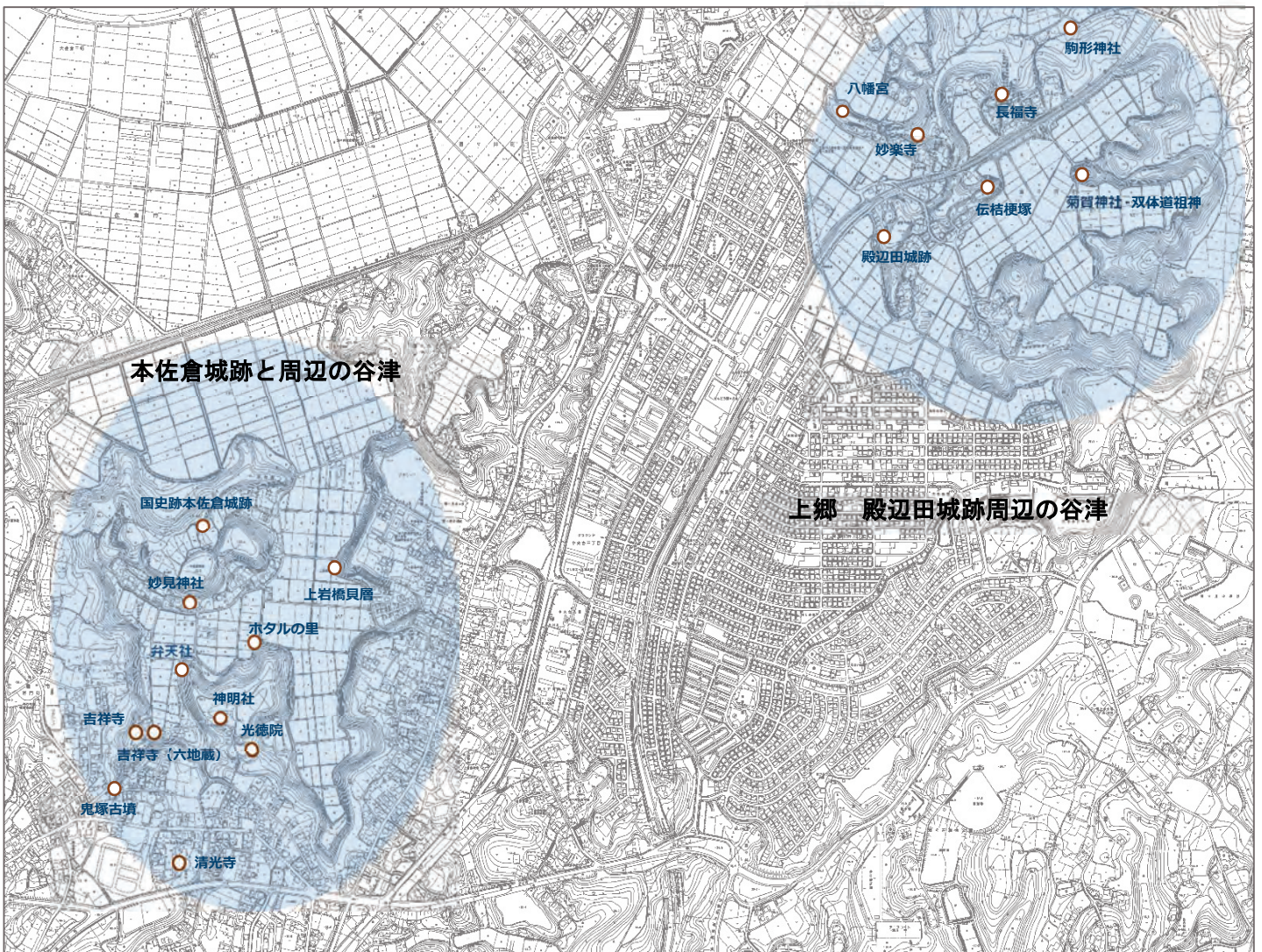
緑豊かな住環境の確保と建築物の規制により、残された谷津の風景を歴史的風土とともに一体的に保全し、次世代へ継承していきます。

※殿辺田城跡…上岩橋台地には、殿辺田城・重右衛門屋敷・城ノ越砦その他の遺構が連なり、妙見社も二社祀られて、千葉氏との関係の深いことがうかがえる。



上郷（上岩橋）殿辺田城跡周辺の谷津の風景。中世の城跡周辺に田・里山（斜面林）・集落・寺社などが残り、歴史と自然が融合した美しい田園景観を見ることができます。

歴史自然一帯保存区域（案）



3. 景観重要建造物及び景観重要樹木

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の考え方

外観の優れた構造物や地域のシンボルとなっている樹木は、良好な景観形成を進めるうえで重要な資源であることから、道路その他の公共の場所から見られるものを対象に所有者などの同意が得られたものを指定し、地域の個性ある景観づくりの核として将来にわたり維持、保全及び継承を図ります。

(2) 景観重要建造物の指定方針

酒々井町における景観重要建造物は、以下の方針で指定することとします。

- ・地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものを対象にします。(敷地や建造物周辺の工作物も対象となります。)
- ・道路など、公共の場所から容易に見える位置にあるものを対象とします。
- ・歴史的な建造物に限ることなく、外観の保全が可能で景観上重要であれば指定の対象とします。
- ・指定にあたっては、当該建造物の所有者などの意見を聴き、できる限りその意見を尊重します。

【景観重点建造物の候補地】



吉祥寺



麻賀多神社（下宿）



東光寺

(3) 景観重要樹木の指定方針

酒々井町における景観重要樹木は、以下の方針で指定することとします。

- ・地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものを対象にします。
- ・地域住民からの推薦、樹木保存法に基づく保存樹木なども指定の参考とします。
- ・道路など、公共の場所から容易に見える位置にあるものを対象とします。
- ・指定にあたっては、当該樹木の所有者などの意見を聴き、できる限りその意見を尊重します。

【景観重点樹木の候補地】



八坂神社河津桜



中川の桜並木



飯積の大杉



馬橋のケヤキ

4. 屋外広告物の表示などの制限に関する事項

酒々井町の屋外広告物は、「千葉県立自然公園条例」及び「千葉県屋外広告物条例」によって規制されています。こうした規制を適用しながら、今後の状況に応じ、「(仮称)酒々井町屋外広告物条例」の策定について検討します。

(1) 屋外広告物の規制誘導に関する考え方

- ・建築物の形態や規模、まちなみのスケール感との調和に配慮した大きさ、デザインとします。
- ・必要最小限の広告物の大きさ、掲出数とします。
- ・原色や多色使いを避け、建築物やまちなみと調和した色彩とします。
- ・質の高い、洗練された広告物のデザインとします。
- ・広告の表示内容は、公序良俗に反しないこととします。

(2) 屋外広告物の規制誘導について

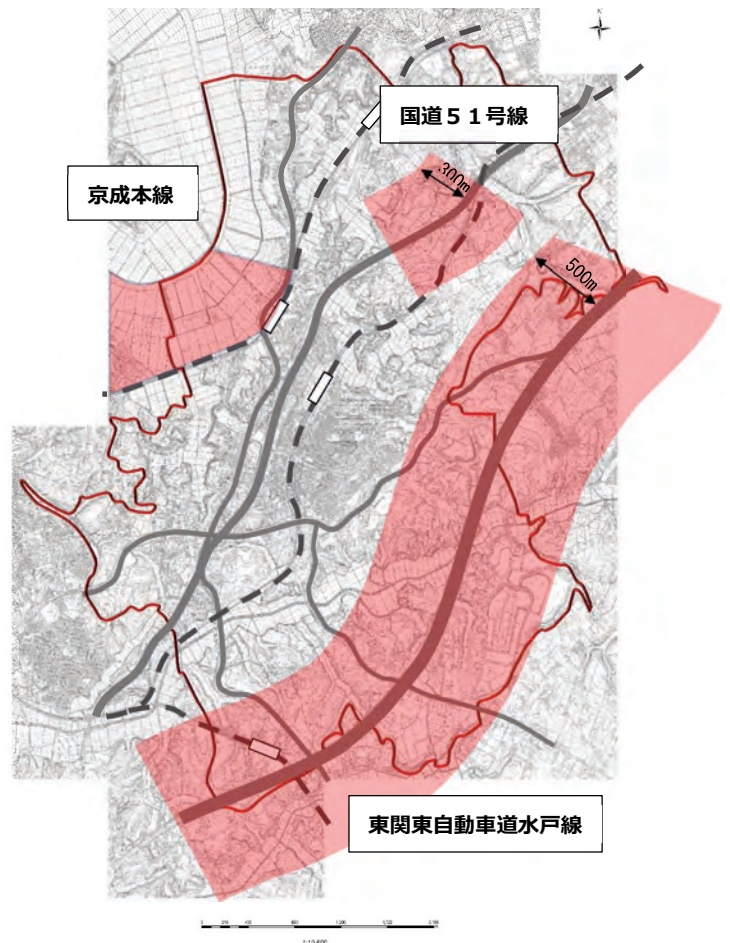
- ・当面は、「千葉県立自然公園条例」及び「千葉県屋外広告物条例」によって規制・誘導していきます。
- ・景観形成重点地区内の屋外広告物は、景観計画の中で地域独自の大きさや配置、形態・意匠などの景観形成基準を定め誘導していきます。
- ・今後の状況に応じ、「(仮称)酒々井町屋外広告物条例」の策定について検討します。



東関東自動車道沿いの景観 写真提供:酒々井温泉 湯楽の里

千葉県屋外広告物規制図

千葉県屋外広告物条例第4条で禁止される地域



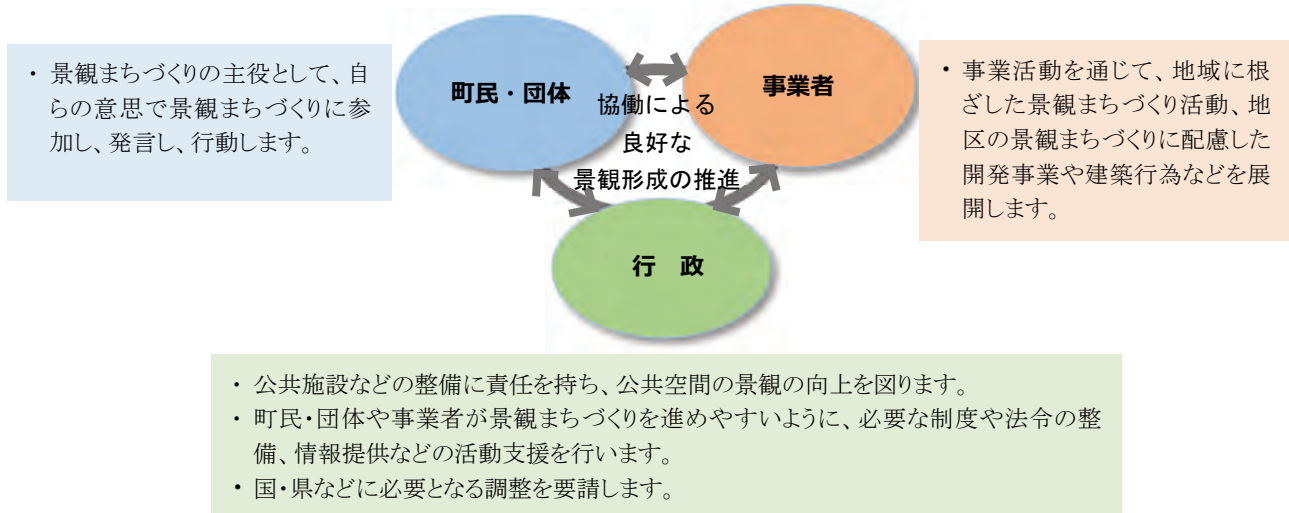
IX. 協働による景観まちづくりの推進

(1) 町民・団体、事業者、行政の基本方針と役割

酒々井町の景観は、町民一人ひとりの暮らしや営み、様々な事業活動などの積重ねによってつくられてきたものです。これからも良好な景観の保全・形成を進めていくためには、町民・団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、多様な参加・協働により景観まちづくりを推進していくことが必要不可欠となります。

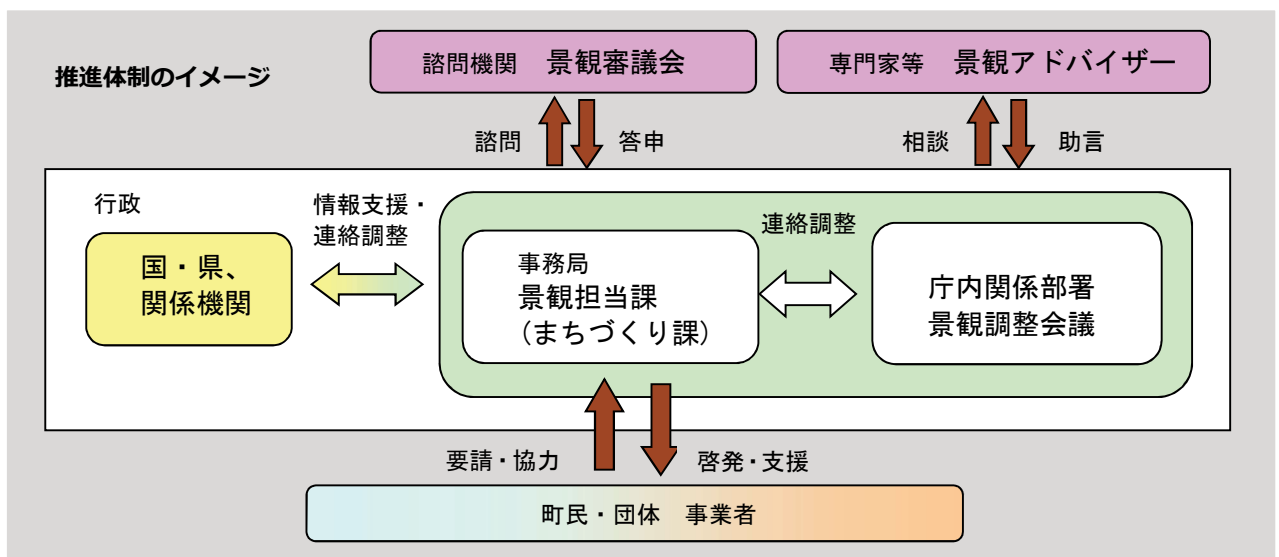
- 景観は、町民・団体、事業者、行政の協働により、地道な活動の積重ねを経て作り上げるものです。
- 町民・団体、事業者は、身近な生活空間の緑を維持増進させたり、美化活動に取り組んだり、良好なまちなみづくりに心がけるなど、景観まちづくりに積極的かつ主体的に参加します。
- 行政は、公共施設管理者として、施設整備や維持に努めるとともに、町民・団体などによる景観まちづくりが円滑に進められるよう、活動の支援を行います。

景観まちづくりを進めるには、各主体がそれぞれの役割を分かち合うことが必要です。



(2) 景観形成の推進体制

景観計画を効果的に運用し、良好な景観まちづくりを推進していくために、次のような体制を構築します。



(3) 景観施策の実現に向けた段階的な取り組み

酒々井町景観計画の策定後、当面、10年先を見据え、先導的に取り組むべき施策について段階的な取り組みを進めていきます。

区 分	I 期 (概ね2年以内に着手)	II 期 (概ね5年以内に着手)	III 期 (概ね10年以内に着手)
町民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画パンフレット、リーフレットの作成・普及 ● 景観まちづくりシンポジウム・講演会などの開催 ● 景観ウォッチング、まち歩きイベントの開催 ● 小中学生への周知「酒々井学」の進め 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観マップなどの作成とPR ● 景観コンクールなどの実施 ● 表彰制度の創設検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の啓発活動
自発的な景観まちづくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成活動団体の認定・登録制度の検討 ● 景観アドバイザー制度の創設 ● おもてなしや交流を通じた景観形成の促進 ● 景観審議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観サポーター登録制度の検討 ● (仮称)景観まちづくり活動支援事業の検討 ● 協働による維持管理の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観に関わるルールづくりの促進(景観協定、地区計画、緑地協定、建築協定、まちなみ協定など)
行政の体制や仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政窓口の充実 ● 町職員の意識向上と人材育成 ● 庁内推進体制の充実(庁内連絡調整会議、チェック体制などの検討)など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設デザインガイドラインづくり ● (仮称)酒々井町屋外広告物条例の検討 	
先導的な景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要公共施設の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成重点地区の指定 ● 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 眺望景観の保全・活用指針の検討



問い合わせ

〒285-8510

千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 酒々井町まちづくり課 計画整備班

電話 043-496-1171 FAX 043-496-5765

E-mail keikaku@town.shisui.chiba.jp